

第1章 計画策定の背景

第1節 本県水産業・漁村を取り巻く社会情勢

1 本格的な人口減少と外国人との共生社会の到来

世界の人口は今後も増加が見込まれていますが、我が国は本格的な少子高齢・人口減少社会を迎えており、本県の人口も平成8年の117万人をピークに減少傾向で推移し、第六次水産業・漁村振興長期計画の期間内には100万人を下回ると想定されています。

一方で、我が国に在留する外国人は近年増加傾向にあり、国内で働く外国人も令和元年(10月末現在)には166万人と10年間で100万人増加し、特に直近5年間で急増しています。漁業分野においてはマルシップ方式により日本漁船に乗り組んでいる外国人漁船員や外国人技能実習制度による漁業分野の技能実習生が漁業生産の一翼を担っており、漁業就業者の減少が加速化する中、特に技能実習生は年々増加しています。

このような中、国は深刻化する中小企業等の人手不足を踏まえ、一定の専門性や技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格「特定技能」による受入制度を平成31年4月から開始しました。これにより、国は外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組や外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を進めており、漁業分野では5年間で9,000人の受入れが見込まれています。

このように本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、今後も漁業就業者の減少が避けられない状況にある中で本県水産業の成長産業化を図るためには、外国人等の多様な人材を活用するなど、生産構造の変化への対応が求められています。

2 水産物の消費と市場流通の変化

我が国における食用魚介類の1人1年当たり消費量は平成13年の40.2kgをピークに減少傾向にあり、平成30年には23.9kgとなりましたが、近年は健康志向とともに食の簡便化志向が高まっており、中食の需要は増加傾向にあります。

このような中、消費者の多様なニーズに的確に応えるとともに農林漁業者の所得を向上させるためには、新たな需要の開拓や付加価値向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要という観点から、食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することを目的として、平成30年に卸売市場法が改正されました(平成30年6月公布・令和2年6月施行)。また、我が国の食を取り巻く環境変化やグローバル化等に対応し食品の安全を確保することを目的として、平成30年に食品衛生法が改正され(平成30年6月公布・令和2年6月施行)、今後は原則として全ての食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理の実施が求められることとなりました。

本県漁業者の漁業所得の向上を図るためには、このような消費者ニーズの変化に対応するとともに、法改正を契機とした合理的かつ高度な衛生管理体制の構築が必要不可欠となっています。

3 世界的な水産物の需要増大と拡大する水産貿易

我が国では「魚離れ」が長らく課題となっていますが、世界に目を向けると人口増加をはじめ食品流通の国際化や経済発展の進む新興国や途上国における食生活の変化、さらには健康志向の高まりを背景に世界的な水産物消費量は増加し続けており、そのペースは衰えをみせない状況にあります。このような背景により世界的な水産物の貿易が拡大する中、我が国の農林水産物及び食品の輸出額も増加傾向で推移しています。

また、平成30年12月にTPP11、平成31年2月に日EU・EPAが発効し、輸入水産物に関する関税撤廃により国内水産物の価格下落や国産品消費の減少が懸念される一方で、我が国の輸出水産物に関して輸入国の関税が撤廃されることから、水産物輸出の更なる増加が期待されています。

水産物の国内市場が縮小する中、このような世界的な水産物の需要増大や拡大する水産貿易を商機として捉え、水産物の輸出を推進していくことが本県水産業の成長産業化には欠かせません。

4 スマート水産業の推進と技術革新

近年、我が国ではICT・IoT・AIといった技術やドローン・ロボット技術などの技術革新が進展しており、新たな移動通信システムである5Gの本格的な導入や先端技術を産業や暮らしの中に取り込んで様々な問題を解決するSociety5.0が提唱されるなど、先端技術による社会の大変革期にあります。

水産分野においてもこれらの先端技術を活用することにより、資源評価・管理の高度化や操業の効率化、生産性の向上が期待されます。国は水産業データ連携基盤の構築や漁海況予報の高度化、操業の自動化・省力化といったスマート水産業の社会実装に向けた取組を推進することとしています。また、養殖業では生産性の向上を目的として、育種技術の高度化や新たな技術(ゲノム編集)の応用による高成長な優良種苗の開発の他、沖合海域での大規模な養殖技術の開発が進められています。

漁業経営体や就業者の減少が今後も避けられない状況にある中で、本県水産業の成長産業化を実現していくためには、このような先端技術を活用したスマート水産業の推進が重要となってきます。

5 水産政策の改革に伴う資源管理の高度化と成長産業化

国は、平成30年12月に成立した漁業法等の一部を改正する等の法律(水産政策の改革)において、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立を目指して、「新たな資源管理システムの構築と密漁対策の強化」、「漁業者の所得向上に資する流通構造の改革」、「生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し」、「養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し」等の改革を順次実施しているところであります。

特に、新たな資源管理システムの構築においては、資源評価対象種を200種程度に拡大することや、資源管理目標について従来の「乱獲を防ぐための水準」から「最大持続生産量を実現する水準」に見直し、持続的な水産資源の利用を確保していくなど資源管理の高度化を推進することとなっています。

このような資源管理の高度化へ適切に対応していくためには、本県が独自に進めてきた

資源評価を起点とするPDCAサイクルによる水産資源の利用管理システム(みやざきモデル)の更なる高度化や新たな漁場開発等による漁業生産力の向上が求められます。

6 国際的な資源管理と環境保全への意識の高まり

近年、資源水準や採捕量が低迷しているクロマグロやニホンウナギにおいては、国際的な資源管理の取組が進められています。資源水準が低迷しているクロマグロについては、資源回復を図るために中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)による国際合意に基づき資源管理が強化され、我が国では平成30年からTAC管理が行われています。ニホンウナギは稚魚(シラスウナギ)の採捕量が低水準で推移していることから、資源を利用する日本、中国、韓国、台湾による国際協議を踏まえ、我が国では平成27年から池入れ数量の管理が行われています。

また、平成27年9月の国際サミットにおいて、持続可能な開発を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。我が国の「SDGsアクションプラン2019」では海洋・水産資源の持続的な利用や国際的な資源管理の推進が掲げられるとともに、世界的に問題となっている海洋プラスチックごみの対策を含む持続可能な海洋環境の構築が取組の優先分野とされています。

このような中、資源の持続的利用や環境配慮への取組を証明する「水産エコラベル」が世界的に広がっています。令和元年には我が国の水産エコラベルであるマリン・エコラベルジャパン(MEL)が水産エコラベルの承認を国際的に行うGSSI(世界水産物持続可能性イニシアティブ)からアジアのスキームとして初めて承認を受けており、認証商品の販路が国内外に広がることを期待されています。

水産物市場のグローバル化が進む中、このような国際的な水産資源の管理に適切な対応を取るとともに、世界的に大きな動きとなっている海洋環境の保全にも対応した責任ある漁業の推進が重要となってきます。

7 漁村における防災対策の強化

近年、我が国では地震や台風、豪雨による災害が頻繁に発生しており、本県でも令和元年5月に震度5弱の地震が発生しました。この地震では大きな被害はなかったものの、地震調査研究推進本部によると日向灘を含む南海トラフでは30年以内に70%~80%の確率でM8~M9クラスの地震が発生すると評価されています。平成29年8月に改訂された宮崎県地震減災計画では南海トラフの地震による最大津波高は17mと想定され、沿岸部での被害が想定されています。

国は、このような大規模地震・津波や激甚化する台風・低気圧災害に対応するため、防波堤や岸壁等の漁港施設について防災対策の強化を推進しています。

本県漁業者が安心して漁業を営むためには、漁業生産・流通の基盤となる漁港施設の安定した運用が必要不可欠であることから、今後想定される災害に対応するための強靱化が求められます。

8 内水面の資源回復・生態系保全と養殖環境の変化

平成26年6月に内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進することを目的とした「内水面漁業の振興に関する法律」が成立しました。本県は全国でも早い段階で同法に基

づく協議会を設置し(全国で3番目)、平成29年9月に策定した「宮崎県内水面漁業活性化計画」により内水面における水産資源の回復や生態系の保全に取り組んでいます。特に地域の重要な観光資源になっている五ヶ瀬川水系のアユについては、平成26年から有識者による検討会等により資源管理が検討され、あゆ梁における採捕期間の短縮や稚アユ採捕の大幅な削減など新たな資源管理が実践され資源の回復への取組が重点的に行われています。また、他河川においても内水面関係者の連携による種苗放流や産卵床造成、石倉の設置等の取組が行われています。

内水面養殖を代表する養鰻業では、稚魚(シラスウナギ)の採捕量の減少や内水面漁業の振興に関する法律に基づく池入れ数量の管理など、生産を取り巻く環境が大きく変化しています。また、本県のチョウザメ養殖については、平成25年から初の本格熟成国産キャビアとして販売が始まり、平成29年からは日本初となる輸出にも取り組んでいます。近年は国内外において安価な中国産キャビアの流通が増大するなど、競争が激化しています。

このため、内水面漁業においては宮崎県内水面漁業活性化計画で掲げる資源の回復と多様で健全な生態系の保全の取組を更に推進するとともに、養鰻業においてはシラスウナギの適正管理と安定確保、その他の養殖業においては生産性の向上や輸出等の販路拡大が求められます。

9 新型コロナウイルス感染症の発生

令和2年1月以降国内で新型コロナウイルス感染症が拡大し、4月には感染症では初となる緊急事態宣言が発令されました。これに伴い、海外との出入国制限や学校の臨時休校、外出自粛等が行われたことにより、インバウンドや外食産業の売上が大きく落ち込み、水産業においても大きな影響が出ました。新型コロナウイルス感染症は、高級魚の魚価下落や養殖業における出荷停滞をはじめ、世界的に感染が広まったことによる外国人乗組員の出入国制限や水産物輸出の減少など様々な方面に影響を及ぼしました。

一方で、感染症の拡大に伴いテレワークの増加や外食の自粛による内食需要の高まりによりスーパーマーケットなどの小売業では水産品の売上高が増加したり、消費者の国産回帰や地産地消への意識が高まるなど食品の消費形態の変化がみられています。また、卸売市場への出荷だけではなく、ネット販売による直販など多様な販路を持つことがコロナ禍の影響緩和に繋がると指摘されています。

このように、社会情勢やニーズの大きな変化にも柔軟に対応できる生産構造や多様な流通形態を構築するとともに、国産回帰や地産地消の高まりを追い風とした更なる販売促進が重要となってきます。また、感染症の拡大に伴い減少していた輸出について、国は回復の動きが出てきているとし、農林水産物・食品の輸出額を令和7年に2兆円、令和12年には5兆円まで伸ばす目標を掲げており、本県水産業の成長にはアフターコロナにおける輸出促進が重要となってきます。